

安全・安心で豊かな消費生活を送るための
知識を身につけるイベント

入場
無料

大田区制
80周年記念

大田区生活展

みんなで作ろう！安全・安心・平和な暮らし

10.4日 会・問 消費者生活センター
TEL 3736-7711 FAX 3737-2936

午前10時～午後3時30分



1 展示を見て役立つ情報をゲット！



クイズに答えて景品もゲット！

2 講座に参加して 専門家から学ぼう！

講座名	対象	時間	定員(先着)
①親子調理講座「知っておこう 防災クッキング」	区内在住の小学生と保護者	午前10時30分～午後0時30分	10組
②自分らしく生きる！お金は？エンディングノートでFPが語る	区内在住・在勤・在学の方	午前11時20分～午後0時5分	30名
③親子調理講座「こどもと一緒に作る薬膳スイーツ」	区内在住の小学生と保護者	午後1時～3時	10組
④消費者講座「あなたの不調は匂いかも！～香害って知っていますか？～」	区内在住・在勤・在学の方		60名

①③④問合先へ電話か来所②電子申請※④保育(1歳6か月以上の未就学児先着4名。9月18日締め切り)有り

3 バザーに出品&買い物で SDGsに貢献しよう！

「SDGsバザー」への出品物を募集します

- 出品物の種類
タオルや食器などの日用品と衣類(新品で持ち運びができる物)
※家電製品、食料品、貴金属、医薬品、ぬいぐるみは新品であっても出品できません
※買い手がつかなかった品物はバザー開催団体に寄付します
- 出品方法
9月1～25日(土・日曜、休日を除く)に問合先へ持参

親子で参加できる！

「こどもフリーマーケット」の出店者を募集します

- 出店できる物
食料品や医薬品を除く、持ち運びができる物
- 出店スペース
1組につき約1.6m×1.6m
- ※区内在住の小学生と保護者
- ※先着8組
- ※問合先へ電話か来所

試乗体験



パトカーと白バイもやってくる！



ステージイベントもあるよ！

演目	時間
開会式	午前10時～10時30分
漫才	午前10時45分～11時5分
コーラス	午前11時20分～11時50分
マジック	午後0時30分～1時
ハーモニカ	午後1時10分～1時40分
うた広場	午後1時50分～2時20分
ダンス	午後2時35分～3時5分



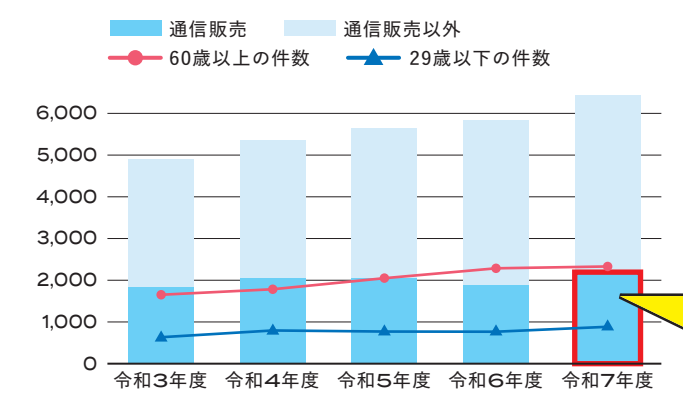
事例を知って消費者トラブルから身を守りましょう

通信販売のトラブルにご注意を！

令和7年度

消費生活
相談総件数 6,439件

通信販売に
関する相談 2,194件



相談件数全体の
34.1%が
通信販売に
関する相談

通信販売の定期購入トラブルが増加中です！

実際にあった定期購入トラブル

事例
01



スマートフォンの広告で1回限り2,980円の化粧クリームを購入。同封の請求書を用いて代金を支払ったところ、また商品が届き、定期購入になっていたことに気がついた。

事例
02



SNSで初回980円のダイエットサプリの広告を見て1個購入した。2回目以降を解約したところ、キャンセル料として定価との差額の支払いを求められた。

回避
する
ため
に

購入前によく確認！最終確認画面は保存しておきましょう

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
 - ☐ (定期購入が条件になっている場合)継続期間や購入回数が決まっていますか？
 - ☐ 支払うことになる総額はいくらかですか？
 - ☐ 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
 - ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
 - ☐ お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
- 未成年者の場合は以下の点も確認してください
- ☐ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
 - ☐ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

ご注文内容

商品名○○○
数量○個
金額○○○円

お客様情報

氏名
住所

注文を確定する

高齢者被害特別相談

高齢者の消費者被害は年々増加し、被害も深刻になってきています。高齢者の消費生活上のトラブル(だまし取られた、解約したい、契約を取り消せるかなど)に関する特別相談を行います。本人だけでなく、周囲の皆さんも気軽にご相談ください。
対 区内在住・在勤・在学で60歳以上の方 9月28日(月)～30日(水)午前9時～午後4時30分
申 相談専用電話 TEL 3736-0123へ電話
会 問 消費者生活センター TEL 3736-7711 FAX 3737-2936

無料特別相談「多重債務110番」

クレジットやローン、サラ金からの借金に困っていませんか。借金が重なり、返済が困難になった状態を多重債務と言い、専門家へ早めに相談することで、必ず解決の道筋が見つかります。1人で抱え込まず、この機会にご相談ください。
対 区内在住・在勤・在学の方 9月7日(月)・8日(火)午前9時～午後4時30分
※8日午後は弁護士相談有り(予約制) 申 相談専用電話 TEL 3736-0123へ電話
会 問 消費者生活センター TEL 3736-7711 FAX 3737-2936

困った時は気軽に
ご相談ください

消費者生活センター
相談専用電話
TEL 3736-0123
月～金曜(休日・年末年始を除く)
午前9時～午後4時30分
土・日曜、休日は
消費者ホットライン TEL 188
※来所相談はできる限りご予約ください